

平成27年2月6日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 稲垣 総一郎様

特定個人情報保護評価部会
部会長 多賀谷 一照

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1 審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価について

- (1) (旧) 住民記録オンラインシステム（住民基本台帳に関する事務）
- (2) 税務システム（個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務）

2 調査審議の内容

- (1) 上記システムに係る全項目評価書（案）を確認した。
- (2) 部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

3 部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書（案）の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないこととなっており、条例改正の検討が必要である。

4 審議経過

- (1) 平成26年11月11日 第1回部会
- (2) 平成27年1月8日 第2回部会